

最高裁秘書第2784号

令和元年6月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月7日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2431号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年7月5日付け最高裁刑三第1224号刑事局長通達「刑事案件の事件報告について」（片面で10枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁判三第1224号

(訟いー09)

平成29年7月5日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 平木正洋

刑事案件の事件報告について（通達）

刑事案件の受理、経過及び結果について、下記により報告してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 報告事件

報告を要する事件（以下「報告事件」という。）は、次に掲げる事件とする。

- (1) 別表の「報告事件」に掲げる事件
- (2) 刑事局長が指定する事件

2 報告の事項等

(1) 報告事件別の報告の種類

ア 別表の「報告事件」に対応する同表の「報告の種類」に掲げる受理、経過又は結果の報告とする。ただし、略式事件については、すべて結果報告とする。

イ 刑事局長が指定する事件については、その指定する報告とする。

(2) 報告の事項及び方法

ア 受理報告

報告事件を受理したとき（刑事局長が指定する事件については、その指定

を受けたとき)は、別紙様式第1の刑事事件受理報告書に記載の事項について、同様式の書面により報告する(送付書不要)。その書面には、起訴状、申立書その他これらに準ずる書面の写しを添付する。ただし、上訴、移送、差戻し又は回付による受理のときは、この限りでない。

イ 経過報告

報告事件について公判又は公判準備の期日が開かれたときは、別紙様式第2の刑事事件経過報告書に記載の事項について、同様式の書面により報告する(送付書不要)。

ウ 結果報告

報告事件が終了したときは、別紙様式第3の刑事事件結果報告書に記載の事項について、同様式の書面により報告する(送付書不要)。その書面には、裁判書の写しを添付する。

3 報告期限等

報告は、各裁判所(支部を含み、地方裁判所にあっては、管内の簡易裁判所を含む。)の事件について、報告事由が生じた都度速やかに刑事局長宛てに行うものとする。

なお、別表の番号9及び番号10の報告については、高等裁判所を経由することなく、直接刑事局に送付して報告する。

付 記

この通達は、平成29年7月11日から実施する。

(別表)

番号	報告事件	報告の種類	備考
1	刑法第2編第2章内乱に関する罪、第3章外患に関する罪、第4章国交に関する罪又は第8章騒乱の罪に係る事件及び平成7年法律第91号による改正前の刑法第2編第2章内乱ニ関スル罪、第3章外患ニ関スル罪、第4章国交ニ関スル罪又は第8章騒擾ノ罪に係る事件	受理 経過 結果	
2-1	破壊活動防止法違反の罪に係る事件	受理 結果	
2-2	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反の罪のうち同法第6条の2の罪に係る事件	受理 結果	
3	(1) 法廷若しくは裁判所構内における犯罪又は裁判所外で裁判所若しくは裁判官が職務を行うに際し犯された罪に係る事件 (2) 裁判所職員が裁判所職員であるために被害者となった犯罪に係る事件	受理 結果	
4	弁護士の犯した罪に係る事件。ただし、略式事件及び交通即決事件を除く。	結果	
5	国務大臣、国会議員又は都道府県知事の犯した罪に係る事件	受理 経過 結果	
6	公職選挙法違反の罪のうち同法第253条の2第1項に掲げる罪に係る事件	受理 経過 結果	経過報告は、国会議員又は国会議員に係る公職選挙法第251条の2第1項第1号から第3号までに掲げる者の事件についてのみ行う。

7	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（以下「刑特法」という。）違反の罪又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法違反の罪に係る事件	受理結果	刑特法違反の罪に係る事件については、結果報告のみを行う。
8	死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を言い渡した事件	結果	(1) 高等裁判所が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を言い渡した場合において、第一審が有期刑、無罪等を言い渡しているときは、その判決書の写しを添付して報告する。 (2) 高等裁判所が第一審の死刑又は無期の懲役若しくは禁錮の判決につき、控訴を棄却し、又はこれを破棄して有期刑、無罪等を言い渡した場合においても、その結果を報告する。この場合には、第一審の判決書の写しの添付は、要しない。
9	再審事件	受理結果	再審請求事件及び同事件で再審開始決定があったものについて受理及び結果の報告を行うほか、再審請求棄却決定又は再審開始決定に対して不服申立てがされたときは、その結果をも報告する。
10	事実認定、法令の解釈及び適用、量刑等について、執務上参考となる判断を含む事件	結果	
11	その他最高裁判所において了知しておく必要があるものと認められる事件	受理結果	新聞、テレビ等により報道されたいわゆる著名事件及び審理上又は訴訟運営上の問題を含む事件をいう。

(別紙様式第1)

刑事事件受理報告書（報告事件第 号）		
裁判所名	裁判所 支部	
被告事件名 (通称)	事件)	
事件番号	年()第 号	
担当裁判部 及 び 裁判官氏名		
被告人氏名	ほか 人	
審級別		
原審裁判所名		
受理年月日	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 起訴	<input type="checkbox"/> 上訴記録受理
	<input type="checkbox"/> その他()	
備考		

(最刑三)

(注)

1 標題

「(報告事件第 号)」の箇所には、別表の「番号」の該当する番号を記載する。2以上の番号に該当するときは、そのすべてを記載する。

2 「被告事件名」

罪名が複数あるときは、法定刑の重い罪名を記載し、末尾に「等」と付記する。

3 「被告人氏名」

被告人が複数のときは、うち1人の氏名を記載し、他は「ほか〇人」としてその人数を記載する。

4 「受理年月日」

その他の□にチェックをしたときは、括弧内に「移送」、「差戻記録受理」等と受理の区分を記載する。

5 「備考」

参考となる事項（例えば、裁判所職員の犯した罪に係る事件にあってはその職員の身分、公職選挙法第253条の2に掲げる罪に係る事件にあっては被告人の地位等）を記載する。

6 その他

再審事件等について使用するときは、「被告事件名」及び「被告人氏名」を修正して使用する。

7 報告書用紙を作成するときは、A4用紙を用い、用紙の左右にそれぞれ3.5センチメートル程度の余白を設ける。

(別紙様式第2)

刑事事件経過報告書（第 回報告）（報告事件第 号）			
裁判所名	裁判所 支部		
被告事件名	(通称) 事件)		
被告人氏名	ほか 人		
受理報告	年	月	日 第 号
(事件の経過)			

(最刑三)

(注)

1 「事件の経過」

公判又は公判準備の期日に関与した裁判官及び訴訟関係人の氏名、当該期日の手続の概要及び法廷の内外の状況その他参考となる事項（期日外の事項を含む。）を記載する。

2 報告書用紙を作成するときは、A4用紙を用い、用紙の左右にそれぞれ3、5センチメートル程度の余白を設ける。

(別紙様式第3)

刑事事件結果報告書(報告事件第号)		
裁判所名		裁判所 支部
被告事件名		(通称) 事件)
審級別		
受理	年月日	年月日
	起訴年月日	年月日
	報告	年月日第号
終了年月日		年月日
審理日数		
被告人氏名		ほか人
主任検察官氏名		
主任弁護人氏名		
求刑		
確定		年月日 <input type="checkbox"/> 期間経過 <input type="checkbox"/> 放棄 <input type="checkbox"/> 取下げ
上訴	年月日	年月日
	上訴者資格	
備考		

(最刑三)

(注)

1 「審級別」

略式事件のときは、「略式」と記載する。

2 「上訴者資格」

「検察官」、「被告人」、「弁護人」等と記載する。

3 報告書用紙を作成するときは、A4用紙を用い、用紙の左右にそれぞれ3.5

センチメートル程度の余白を設ける。